

令和6年度障害者等の文化芸術活動を支える拠点づくり事業業務委託仕様書

1 委託業務の名称

令和6年度障害者等の文化芸術活動を支える拠点づくり事業業務

2 事業の目的

滋賀県では、滋賀県障害者文化芸術活動推進計画（第2次）を策定し、「誰もが自分らしく文化芸術に親しみ、人と人がつながる滋賀」を基本目標に掲げ、障害者の文化芸術活動の推進に取り組んでいる。

滋賀県内の文化施設における手話通訳やバリアフリー日本語字幕、音声ガイドなど、障害のある人に対する鑑賞サポート等の情報保障の実施状況は低いため、障害の有無にかかわらず、誰もが文化芸術に親しむ環境を充実させていく必要がある。

本事業は、滋賀県と公益財団法人びわ湖芸術文化財団（以下「財団」という。）が、市町の文化施設関係者、福祉関係者、地域の活動者等と連携し、障害の有無に関係なく誰もが楽しめる文化芸術プログラムを開催するとともに、情報保障を行った文化芸術プログラムの開催を通じて、市町の文化施設等が、誰もが楽しめる文化芸術プログラムを企画・運営するノウハウの習得を促進する。

3 委託期間

契約締結日から令和7年3月28日まで

4 事業の内容

本事業では、県内3地域の文化施設等において、障害の有無に関係なく誰もが楽しめる文化芸術プログラムを開催する。

(1) 東近江地域

事業内容：障害の有無に関係なく誰もが楽しめるミュージカル公演の開催

公益財団法人東近江市地域振興事業団（以下「東近江事業団」という。）と連携し、障害の有無に関係なく誰もが楽しめるよう情報保障を行ったミュージカル公演を開催すること。また、障害の有無や年齢に関係なく誰もが楽しめるよう、鑑賞マナーを緩和したりリラックスパフォーマンス公演とすること。

公演時期：令和6年9月7日（土）の1公演、8日（日）の1公演（予定）

（公演時間2時間程度）

公演場所：東近江市立八日市文化芸術会館ホール（東近江市青葉町1-50）

業務内容：次の（ア）～（オ）のとおりとする。なお、最終的な内容については、県、財団、東近江事業団と協議の上、決定すること。

（ア）障害の有無に関係なく誰もが楽しめるミュージカル公演に伴う情報保障の実施と鑑賞マナーの緩和の実施

情報保障の実施および鑑賞マナー緩和の内容は、提案による。ただし、聴覚

障害者のためのバリアフリー日本語字幕の制作・実施、視覚障害者のための音声ガイドの制作・実施は必須とし、バリアフリー日本語字幕の表示にあたってはタブレット端末を使用すること。

なお、ミュージカル公演の内容については、東近江事業団が企画するため、提案は不要。

(イ) 開催当日の進行管理、駐車場の管理

ミュージカル公演が適切に運営されるよう、会場および駐車場の管理を行うこと。なお、駐車場は、東近江市立八日市文化芸術会館の裏側の駐車場ほか、むくのき幼稚園（職員駐車場）およびむくのき幼稚園（421号線側）を使用予定とする。

(ウ) 出演者等を対象とした研修の実施

出演者を含め関係者が本事業の趣旨を理解したうえで、演劇を行えるよう、主に視覚障害者が来場した時の対応など視覚障害者が楽しめる文化芸術プログラムの企画・運営につながる研修を1回行う。研修内容、研修講師については、提案による。

(エ) 広報の実施

事業への参加を促進するため、チラシを作成し、広報を行うこと。また事業開催にあたり、チラシ、SNSなど様々な媒体で本事業の広報を行い、効果的な情報発信に努めること。広報媒体や周知方法については、提案によるが、新聞広告および地域情報誌での広告を必須とすること。チラシ等、広報物の作成、周知先については、県や財団、東近江事業団との協議の上決定すること。なお、チラシのデザインは、東近江事業団が行うこととし、デザインにかかる費用も東近江事業団が負担する。またチラシの印刷に係る料金、その他の広報に係る費用は、県と東近江事業団が折半することとするが、チラシの郵送に係る費用については、県が負担することとし、委託料で賄うこと。

(オ) その他の業務

上記業務の実施にあたり必要な業務（打ち合わせ、支払い等）

なお、ミュージカル公演にかかる脚本や振付けの制作、音楽の編曲に係る経費については、東近江事業団において協力者や内容を決定しており、提案の余地はない。謝礼として、2,983,640円を見積もること。また、衣装などの小道具の制作に係る経費として、1,050,000円、機材等のオペレーターに係る経費として、800,000円を見積もること。なお、大道具の制作にかかる費用については、東近江事業団が負担する。

(2) 大津地域

事業内容：障害の有無に関係なく子どもが楽しめる音楽公演と音楽ワークショップの開催
大津市と連携し、障害の有無に関係なく、文化施設で初めて音楽公演を体験する子どもにとって、楽しみながら劇場ルールや鑑賞ルールを学び、音楽公演

を身近に感じられるような公演と音楽ワークショップを開催すること。

開催時期：令和6年8月10日（土）2公演（予定）

（公演時間30分、ワークショップ30分の合計1時間程度）

開催場所：大津市生涯学習センターホール（大津市本丸町6-50）

業務内容：次の（ア）～（エ）のとおりにする。なお、最終的な内容については、県、財団、大津市と協議の上、決定することとする。

（ア）情報保障を行うとともに、鑑賞マナーを緩和した音楽公演の開催

音楽公演の内容については、提案による。ただし、子どもが関心をもち、楽しめるプログラムとすること。

なお、音楽公演の中で、劇場ルールや鑑賞マナーを学ぶ時間を設けることとし、その内容についても、提案による。また、情報保障の実施および鑑賞マナーの緩和の内容も、提案による。

（イ）情報保障を行った音楽ワークショップの実施

音楽ワークショップの内容については、提案による。ただし、楽器演奏体験など、子どもが音楽に関心を持つきっかけとなるプログラムとすること。

また、情報保障の内容は、提案による。

（ウ）広報の実施

事業への参加を促進するため、チラシを作成し、広報を行うこと。

また、事業開催にあたり、チラシ、SNSなど様々な媒体で本事業の広報を行い、効果的な情報発信に努めること。広報媒体や周知方法については、提案による。チラシ等、広報物の作成、周知先については、県や財団、大津市との協議の上決定すること。

（エ）その他の業務

上記業務の実施にあたり必要な業務（打ち合わせ、支払い等）

（3）高島地域

事業内容：障害の有無に関係なく子どもが楽しめる文化芸術ワークショップの開催

滋賀県立びわ湖こどもの国（以下「こどもの国」という。）と連携し、こどもの国に来園した人にとって、障害に対する理解につながる文化芸術ワークショップを開催すること。

開催時期：令和6年11月10日（日）（予定）

開催場所：滋賀県立びわ湖こどもの国 虹の家ワークショップ・研修室（予定）

（高島市安曇川町北船木2981）

業務内容：次の（ア）～（ウ）のとおりとする。なお、最終的な内容については、県、財団、こどもの国との協議の上、決定すること。

（ア）情報保障を行った文化芸術ワークショップの開催

文化芸術ワークショップの内容については、提案による。

2種類以上のワークショップを実施することとし、障害のあるアーティストと一緒に作品を作るなど、障害に対する理解につながるワークショップを

1つ以上含めることとする。

また、こどもの国での開催のため、自然を活かしたワークショップを1つ以上含めることとする。

なお、ワークショップの所要時間は1時間程度とし、ワークショップへの参加料は、原則、無料とする。

また、情報保障の内容は、提案による。

(イ) 広報の実施

事業への参加を促進するため、チラシを作成し、広報を行うこと。また事業開催にあたり、チラシ、SNS など様々な媒体で本事業の広報を行い、効果的な情報発信に努めること。広報媒体や周知方法については、提案による。チラシ等、広報物の作成、周知先については、県や財団、こどもの国との協議の上決定すること。

(ウ) その他の業務

上記業務の実施にあたり必要な業務（打ち合わせ、支払い等）

5 成果物

本事業の成果品として、以下を提出すること。また、事業完了後は、速やかに一連の事業の実施内容等をまとめた事業報告書を提出すること。

(1) 事業報告書 1部

各地域のプログラムの概要、参加者実績、プログラム開催にあたっての課題や、今後、同様のプログラムを開催するにあたって工夫すべき点などを記載すること。

(2) 作成した成果物一式（作成したチラシ、動画・写真等）

(3) 上記データ等を収録した記録媒体（DVD-R 等）

6 再委託

(1) 受託者は、受託業務の全部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ県に対して書面により申請を行い、承認を受けた場合は、当該業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせること（以下「再委託」という。）ができる。

(2) 受託者は、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定および技術的判断等を再委託することはできない。

(3) 受託者は、当該再委託に係る再委託先の行為について、すべての責任を負う。

7 その他、業務の実施にあたっての留意事項

(1) 業務内容の詳細および本仕様書に記載のない事項については、県と受託者で協議の上決定する。また、業務の実施途中においても、受託者は県との連携を密にして事業を実施すること。

(2) 4（1）の会場使用料および設備・備品使用料、4（2）の会場使用料については、不要とする。ただし、機材や備品等を持ち込む場合は、機材等およびそのオペレーターに係る経費について、委託料で賄うこと。

なお、4（1）に係る経費は、10,699,304円以内とし、うち、4（1）（ア）障害の有無に関係なく誰もが楽しめるミュージカル公演に伴う情報保障の実施と鑑賞マナーの緩和の実施に係る経費と4（1）（ウ）出演者等を対象とした研修の実施に係る経費は、2,031,905円以内とすること。また4（1）（オ）その他の業務のうち、ミュージカル公演に係る脚本や振り付けの制作、音楽の編曲等に係る経費として、2,983,640円、衣装などの小道具の制作に係る経費として、1,050,000円、機材等のオペレーターに係る経費として、800,000円を見積もること。また、4（2）および（3）に係る経費は、合計2,499,521円以内とすること。

- （3）受託者は、業務の遂行状況について随時報告を行うこと。
- （4）本業務の実施にあたっては、必要な関係法令を遵守すること。
- （5）本業務の実施にあたり、県の責によるもの以外の要因により、他の者の権利の侵害や、損害の発生等の問題が生じた場合は、受託者の責任においてこれを処理すること。
- （6）受託者は、委託業務期間はもとより委託業務期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等について、他に漏らしてはならない。
- （7）本業務の実施上取得した個人情報等の取扱いについては、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じることとともに、本業務以外の用途で使用しないこと。
- （8）本業務に係る経理を明らかにするために、他の経理と区別して会計帳簿および証拠書類を整備するものとし、全ての証拠書類は本業務終了後、翌年度4月1日から起算して5年間保存しなければならない。
- （9）本業務が、会計検査院等の検査対象となった場合、検査に協力すること。
- （10）受託者が上記各条件に違反した場合は、契約書に基づき、県が受託業務の一部または全部を解除し、委託料を交付しないまたは交付している委託料の一部もしくは全部を返還させる場合がある。